

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法 …… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令 …… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則 …… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div>	<p>(同左)</p>
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕</p> <p>69の4—1～69の4—7 （省略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>69の4—<u>8</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>9</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>10</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>11</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>12</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>13</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>14</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>15</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>16</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>17</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>18</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>19</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>20</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>21</u> （省略）</p> <p>69の4—<u>22</u> （省略）</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第69条の4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）関係）〕</p> <p>69の4—1～69の4—7 （同左）</p> <p>69の4—<u>8</u> 「日本郵政公社が設置する郵便局以外の郵便局」の意義</p> <p>69の4—<u>9</u> <u>国の事業の用に供されている宅地等の範囲</u></p> <p>69の4—<u>10</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>11</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>12</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>13</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>14</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>15</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>16</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>17</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>18</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>19</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>20</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>21</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>22</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>23</u> （同左）</p> <p>69の4—<u>24</u> （同左）</p>

改 正 後	改 正 前
69の4—23 (省略)	69の4—25 (同左)
69の4—24 (省略)	69の4—26 (同左)
69の4—25 (省略)	69の4—27 (同左)
69の4—26 (省略)	69の4—28 (同左)
69の4—27 (省略)	69の4—29 (同左)
69の4—28 <u>郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等に係る相続税の課税の特例</u>	(新設)
69の4—29 <u>郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等について相続税に係る課税の特例の適用を受けている場合</u>	(新設)
69の4—30 「相続人」の意義	(新設)
69の4—31 特定宅地等の範囲	(新設)
69の4—32 建物の所有者の範囲	(新設)
69の4—33 特定宅地等とならない部分の範囲	(新設)
69の4—34 <u>郵便局舎の敷地を被相続人から無償により借り受けている場合</u>	(新設)
69の4—35 <u>賃貸借契約の変更に該当しない事項</u>	(新設)
69の4—36 <u>相続の開始以後の郵便局株式会社への郵便局舎の貸付</u>	(新設)
69の4—37 <u>災害のため業務が休業された場合</u>	(新設)
69の4—38 <u>宅地等の一部の譲渡又は郵便局株式会社との賃貸借契約の解除等があった場合</u>	(新設)
[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係] (省略)	[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係] (同左)
[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係] (省略)	[措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係] (同左)
[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係] (省略)	[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係] (同左)
[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係] (省略)	[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係] (同左)

改 正 後	改 正 前
<p>[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係] (省略)</p>	<p>[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係] (同左)</p>
<p>[措置法第70条の3の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係] (省略)</p>	<p>[措置法第70条の3の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係] (同左)</p>
<p>[措置法第70条の3の4((特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係] (省略)</p>	<p>[措置法第70条の3の4((特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係] (同左)</p>
<p>[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係] (省略)</p>	<p>[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係] (同左)</p>
<p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係] (省略)</p>	<p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係] (同左)</p>
<p>[措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係] (省略)</p>	<p>[措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係] (同左)</p>
<p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係] (省略)</p>	<p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係] (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産)</p> <p>69の4-1 . . . は含まれないため、相続税法(昭和25年法律第73号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の . . .</p> <p>(信託に関する権利)</p> <p>69の4-1の2 . . . 建物又は構築物(以下69の4-23までにおいて「建物等」という。)の敷地の用に供されているものに限る。以下69の4-24までにおいて同じ。)が、当該相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族(以下69の4-24までにおいて「被相続人等」という。)の措置法第69条の4第1項に規定する事業の用又は居住の用に供されていた宅地等であるものが含まれることに留意する。</p> <p>(公共事業の施行により従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合)</p> <p>69の4-1の3 . . . 被相続人等の居住用等(事業(措置令第40条の2第1項に規定する事業を含む。以下69の4-4までにおいて同じ。)の用又は居住の用をいう。以下69の4-1の3において同じ。)に . . . 相続税の申告書の提出期限(以下69の4-37までにおいて「申告期限」という。)までの . . .</p> <p>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-2 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . . を当該親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4-34までにおいて同じ。)で借り受けていた場合 . . .</p> <p>(事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合)</p> <p>69の4-3 . . . に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等(以下69の4-17までにおいて「事業用宅地等」という。)に該当する . . .</p> <p>(居住用建物の建築中等に相続が開始した場合)</p> <p>69の4-6 . . . に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(以下69の4</p>	<p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税の適用を受ける財産)</p> <p>69の4-1 . . . は含まれないため、相続税法(昭和25年法律第75号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の . . .</p> <p>(信託に関する権利)</p> <p>69の4-1の2 . . . 建物又は構築物(以下69の4-25までにおいて「建物等」という。)の敷地の用に供されているものに限る。以下69の4-26までにおいて同じ。)が、当該相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族(以下69の4-26までにおいて「被相続人等」という。)の措置法第69条の4第1項に規定する事業の用若しくは居住の用に供されていた宅地等又は国の事業の用に供されている宅地等であるものが含まれることに留意する。</p> <p>(公共事業の施行により従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合)</p> <p>69の4-1の3 . . . 被相続人等の居住用等(事業(措置令第40条の2第1項に規定する事業を含む。以下69の4-4までにおいて同じ。)の用若しくは居住の用又は国の事業の用をいう。以下69の4-1の3において同じ。)に . . . 相続税の申告書の提出期限(以下69の4-3までにおいて「申告期限」という。)までの . . .</p> <p>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-2 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . . を当該親族から無償(相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4-25までにおいて同じ。)で借り受けていた場合 . . .</p> <p>(事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合)</p> <p>69の4-3 . . . に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等(以下69の4-19までにおいて「事業用宅地等」という。)に該当する . . .</p> <p>(居住用建物の建築中等に相続が開始した場合)</p> <p>69の4-6 . . . に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(以下69の4</p>

改正後	改正前
<p>—6において「居住用宅地等」という。)に当たるかどうか・・・</p> <p>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの居住の用に供されていた部分の範囲)</p> <p>69の4—7 ……贈与税の配偶者控除の適用を受けたもの(昭和34年1月28日付直資10「相続税法基本通達の全部改正について」(以下「相続税法基本通達」という。)21の6—3((店舗兼住宅等の持分の贈与があった場合の居住用部分の判定))の・・・該当することとなったもの(相続税法基本通達19—10((店舗兼住宅等の持分の贈与を受けた場合の特定贈与財産の判定))の後段の取扱いを適用して・・・</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1棟の建物の範囲)</p> <p>69の4—8 (省略)</p> <p>(選択特例対象宅地等のうちに特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等がある場合の限度面積要件)</p> <p>69の4—9 ……</p> <p>(注) ……</p> <p>Aは、・・・に係るすべての措置法第69条の4第1項に規定する選択特例対象宅地等(以下69の4—9において「選択特例対象宅地等」という。)である同条第2項第1号に規定する特定事業用等宅地等の・・・</p> <p>Bは、・・・に係るすべての選択特例対象宅地等である同条第3項第2号に規定する特定居住用宅地等の・・・</p> <p>Cは、・・・に係るすべての選択特例対象宅地等である同条第2項第3号に規定す</p>	<p>—17までにおいて「居住用宅地等」という。)に当たるかどうか・・・</p> <p>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの居住の用に供されていた部分の範囲)</p> <p>69の4—7 ……贈与税の配偶者控除の適用を受けたもの(昭和34年1月28日付直資10「相続税法基本通達の全部改正について」(以下「相続税基本通達」という。)21の6—3((店舗兼住宅等の持分の贈与があった場合の居住用部分の判定))の・・・該当することとなったもの(相続税法基本通達19—9((店舗兼住宅等の持分の贈与を受けた場合の特定贈与財産の判定))の後段の取扱いを適用して・・・</p> <p>(「日本郵政公社が設置する郵便局以外の郵便局」の意義)</p> <p>69の4—8 措置法規則第23条の2第2項に規定する「日本郵政公社が設置する郵便局以外の郵便局」とは、いわゆる特定郵便局をいう。</p> <p>(国の事業の用に供されている宅地等の範囲)</p> <p>69の4—9 措置法第69条の4第1項に規定する「国の事業の用に供されている宅地等で財務省令で定める建物の敷地の用に供されているもの」には、被相続人以外の者が当該建物を所有している場合のその敷地の用に供されている宅地等を含むのであるから留意する。</p> <p>(1棟の建物の範囲)</p> <p>69の4—10 (同左)</p> <p>(選択特例対象宅地等のうちに特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等がある場合の限度面積要件)</p> <p>69の4—11 ……</p> <p>(注) ……</p> <p>Aは、・・・に係るすべての選択特例対象宅地等である特定事業用等宅地等の・・・</p> <p>Bは、・・・に係るすべての選択特例対象宅地等である特定居住用宅地等の・・・</p> <p>Cは、・・・に係るすべての選択特例対象宅地等である特定特例対象宅地等の・・・</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る特定特例対象宅地等の・・・</p> <p>(限度面積要件を満たさない場合) 69の4—10 ……措置法第69条の4第1項の適用がある(69の4—11に規定する場合を除く。)ことに留意する。</p> <p>(小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき) 69の4—11 (省略)</p> <p>(不動産貸付業等の範囲) 69の4—12 (省略)</p> <p>(下宿等) 69の4—13 (省略)</p> <p>(宅地等を取得した親族が申告期限までに死亡した場合) 69の4—14 ……当該相続に係る相続税の申告期限までに死亡した場合には、当該親族から・・・</p> <p>(申告期限までに転業又は廃業があった場合) 69の4—15 …… (注) 措置法第69条の4第3項第1号ロ及び同項第3号の要件の判定については、上記のなお書に準じて取り扱う。</p> <p>(災害のため事業が休止された場合) 69の4—16 …… (注) 措置法第69条の4第3項第2号イ及びハ並びに同項第3号の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(申告期限までに宅地等の一部の譲渡又は貸付けがあった場合) 69の4—17 …… (注) 措置法第69条の4第3項第3号の要件の判定については、上記に準じて取り扱</p>	<p>(限度面積要件を満たさない場合) 69の4—12 ……措置法第69条の4第1項の適用がある(69の4—13に規定する場合を除く。)ことに留意する。</p> <p>(小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき) 69の4—13 (同左)</p> <p>(不動産貸付業等の範囲) 69の4—14 (同左)</p> <p>(下宿等) 69の4—15 (同左)</p> <p>(宅地等を取得した親族が申告期限までに死亡した場合) 69の4—16 ……当該相続に係る相続税の申告書の提出期限(以下69の4—16において「申告期限」という。)までに死亡した場合には、当該親族から・・・</p> <p>(申告期限までに転業又は廃業があった場合) 69の4—17 …… (注) 措置法第69条の4第3項第1号ロ及び同項第4号の要件の判定については、上記のなお書に準じて取り扱う。</p> <p>(災害のため事業が休止された場合) 69の4—18 …… (注) 措置法第69条の4第3項第2号イ及びハ並びに同項第4号の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(申告期限までに宅地等の一部の譲渡又は貸付けがあった場合) 69の4—19 …… (注) 措置法第69条の4第3項第4号の要件の判定については、上記に準じて取り扱</p>

改 正 後	改 正 前
<p>う。</p> <p>(申告期限までに事業用建物等を建て替えた場合) 69の4—18 . . .</p> <p>(注) 措置法第69条の4第3項第2号イ及びハ並びに同項第3号の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(宅地等を取得した親族が事業主となっていない場合) 69の4—19 (省略)</p> <p>(1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等に該当する部分の範囲) 69の4—20 . . .のうち同項第1号に掲げる特定事業用宅地等又は同項第3号に掲げる特定同族会社事業用宅地等のいずれかに該当する . . .</p> <p>(被相続人の居住用家屋に居住していた者の範囲) 69の4—21 . . .当該被相続人が建物でその構造上区分された数個の部分の各部分(以下69の4—21において「独立部分」という。)を独立して住居その他の用途に供することができるもの(以下69の4—21において「共同住宅」という。)の独立部分の一に居住していたときは、 . . .</p> <p>(「その者の配偶者」の意義) 69の4—22 (省略)</p> <p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲) 69の4—23 措置法第69条の4第3項第3号に規定する法人の事業の用に . . .同号に規定する法人(同号に規定する申告期限において清算中の法人を除く。以下69の4—24までにおいて同じ。)の事業の用に供されていたものをいうものとする。 (1) . . . (2) . . .</p> <p>(法人の社宅等の敷地)</p>	<p>う。</p> <p>(申告期限までに事業用建物等を建て替えた場合) 69の4—20 . . .</p> <p>(注) 措置法第69条の4第3項第2号イ及びハ並びに同項第4号の要件の判定については、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(宅地等を取得した親族が事業主となっていない場合) 69の4—21 (同左)</p> <p>(1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等に該当する部分の範囲) 69の4—22 . . .のうち同項第1号に掲げる特定事業用宅地等、同項第3号に掲げる国営事業用宅地等、又は同項第4号に掲げる特定同族会社事業用宅地等のいずれかに該当する . . .</p> <p>(被相続人の居住用家屋に居住していた者の範囲) 69の4—23 . . .当該被相続人が建物でその構造上区分された数個の部分の各部分(以下69の4—23において「独立部分」という。)を独立して住居その他の用途に供することができるもの(以下69の4—23において「共同住宅」という。)の独立部分の一に居住していたときは、 . . .</p> <p>(「その者の配偶者」の意義) 69の4—24 (同左)</p> <p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲) 69の4—25 措置法第69条の4第3項第4号に規定する法人の事業の用に . . .同号に規定する法人(同号に規定する申告期限において清算中の法人を除く。以下69の4—26までにおいて同じ。)の事業の用に供されていたものをいうものとする。 (1) . . . (2) . . .</p> <p>(法人の社宅等の敷地)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>69の4—24 措置法第69条の4第3項第3号の要件の判定において、同号に・・・</p> <p>(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の4—25 ……によって分割される前に、当該相続（以下69の4—25において「第一次相続」という。）に係る共同相続人等のうち・・・</p> <p>(特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合)</p> <p>69の4—26 (省略)</p> <p>(申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合)</p> <p>69の4—27 (省略)</p> <p><u>(郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等に係る相続税の課税の特例)</u></p> <p>69の4—28 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第180条第1項（(相続税に係る課税の特例)）に規定する特定宅地等（以下69の4—34までにおいて「特定宅地等」という。）がある場合において、当該特定宅地等は、同項の規定により措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等に該当する同条第1項に規定する特例対象宅地等とみなして、同条及び同法第69条の5の規定を適用することに留意する。</p> <p><u>(郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等について相続税に係る課税の特例の適用を受けている場合)</u></p> <p>69の4—29 郵政民営化法第180条第1項の規定は、郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局の用に供するため郵政民営化法第79条の規定により設立された郵便局株式会社（以下69の4—38までにおいて「郵便局株式会社」という。）に対し貸し付けられていた建物（以下69の4—38までにおいて「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利（以下69の4—38までにおいて「土地等」という。）について、既に同法第180条第1項の規定の適用を受けていない場合に限り適用があることに留意する。</p> <p><u>(「相続人」の意義)</u></p> <p>69の4—30 郵政民営化法第180条第1項に規定する「相続人」には、相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まないことに留意する。</p>	<p>69の4—26 措置法第69条の4第3項第4号の要件の判定において、同号に・・・</p> <p>(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の4—27 ……によって分割される前に、当該相続（以下69の4—27において「第一次相続」という。）に係る共同相続人等のうち・・・</p> <p>(特定同族株式等の贈与の特例の適用を受けている場合)</p> <p>69の4—28 (同左)</p> <p>(申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合)</p> <p>69の4—29 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>なお、「相続を放棄した者」及び「相続権を失った者」の意義については、相続税法基本通達3-1(「相続を放棄した者」の意義)及び3-2(「相続権を失った者」の意義)をそれぞれ準用する。</u></p> <p>(特定宅地等の範囲) <u>69の4-31 郵政民営化法第180条第1項の規定は、郵便局舎の敷地の用に供されていた土地等を被相続人が法施行日前から相続の開始の直前まで引き続き有している場合に限り適用されることに留意する。</u></p> <p>(建物の所有者の範囲) <u>69の4-32 郵政民営化法第180条第1項の規定は、同項第1号に規定する賃貸借契約の当事者である被相続人又は被相続人の相続人が、郵便局舎を法施行日前から有していた場合に限り適用されることに留意する。</u></p> <p>(特定宅地等とならない部分の範囲) <u>69の4-33 特定宅地等となる土地等とは、当該土地等のうちに郵便局株式会社法第4条第1項に規定する業務(同条第2項に規定する業務を併せて行っている場合の当該業務を含む。以下同じ。)の用に供されていた部分以外の部分があるときは、当該業務の用に供されていた部分に限られることに留意する。</u> <u>(注) 郵便局株式会社に対し貸し付けられている郵便局舎で、例えば、当該郵便局株式会社から郵政民営化法第70条の規定により設立された郵便事業株式会社に転貸される部分は、郵便局株式会社法第4条第3項に規定する業務の用に供される部分であるため郵政民営化法第180条第1項の規定の適用はないことに留意する。</u> <u>ただし、当該部分が措置法第69条の4第1項第2号に規定する小規模宅地等に該当するときは、同号の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(郵便局舎の敷地を被相続人から無償により借り受けている場合) <u>69の4-34 被相続人の相続の開始の直前において、当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の相続人が、当該被相続人から無償により借り受けていた土地等を郵便局舎の敷地の用に供していた場合において、当該土地等が特定宅地等に該当しない場合であっても、当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の相続人が、当該土地等の上に存する郵便局舎を郵便局株式会社に対し相当の対価を得て継続的に貸し付けていた場合には、措置法第69条の4第1項第2号の規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(賃貸借契約の変更に該当しない事項)</u> <u>69の4—35 郵政民営化法第180条第1項第1号に規定する旧公社との間の賃貸借契約においてあらかじめ契約条項として盛り込まれた賃貸借料算出基準に基づく賃貸借料の改定又は賃貸借契約の目的物に変更がないと認められる面積に増減が生じない郵便局舎の修繕、耐震工事若しくは模様替えは、同号に規定する賃貸借契約の契約事項の変更に該当しないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(相続の開始以後の郵便局株式会社への郵便局舎の貸付)</u> <u>69の4—36 郵政民営化法第180条第1項の規定は、相続又は遺贈により郵便局舎の敷地の用に供されている土地等を取得した相続人が当該土地等の上に存する郵便局舎である建物の全部又は一部を有し、かつ、郵便局株式会社との賃貸借契約の当事者として当該郵便局舎を貸し付けている場合に限り適用があることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(災害のため業務が休業された場合)</u> <u>69の4—37 郵政民営化法第180条第1項第2号の要件の判定において、郵便局舎が災害により損害を受けたため、相続税の申告期限において郵便局の業務が休業中である場合には、同号に規定する相続人から郵便局株式会社が郵便局舎を借り受けており、かつ、郵便局の業務の再開のための準備が進められていると認められるとき（同号の証明がされたものに限る。）に限り、当該土地等を相続の開始の日以後5年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであるものとして取り扱う。</u></p>	(新設)
<p><u>(宅地等の一部の譲渡又は郵便局株式会社との賃貸借契約の解除等があった場合)</u> <u>69の4—38 郵政民営化法第180条第1項第2号に規定する「当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後5年以上当該郵便局舎を郵便局株式会社が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を同日以後5年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであること」とは、当該相続又は遺贈により取得した郵便局舎の敷地の用に供されていた土地等の全部について当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みである場合をいうのであって、例えば、被相続人に係る相続の開始の日以後から同号に規定する証明がされるまでの間に、当該土地等の一部が譲渡され、又は郵便局株式会社との賃貸借契約を解除された場合、若しくは、当該土地等の一部を譲渡し、又は郵便局株式会社との賃貸借契約を解除する見込みである場合は同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>〔措置法第69条の5（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請）</p> <p>69の5—28 ……措置法令第40条の2の2第19項及び措置法令第40条の2第11項においてそれぞれ準用する相続税法施行令……</p> <p>（注） ……及び措置法令第40条の2第12項かっこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の……</p> <p>（特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき）</p> <p>69の5—32 ……</p> <p>（注） 上記の限度額を超える場合には、当該小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用もないのであるから留意する（69の4—11参照）。</p>	<p>〔措置法第69条の5（特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕</p> <p>（申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請）</p> <p>69の5—28 ……措置法令第40条の2の2第19項及び措置法令第40条の2第12項においてそれぞれ準用する相続税法施行令……</p> <p>（注） ……及び措置法令第40条の2第13項かっこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の……</p> <p>（特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき）</p> <p>69の5—32 ……</p> <p>（注） 上記の限度額を超える場合には、当該小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用もないのであるから留意する（69の4—13参照）。</p>